

ジャパンリンクセンター年会費および外部サービス利用料金に関する手引き

令和5年4月12日

改定 令和5年5月17日

ジャパンリンクセンター事務局

内容

1. 支払いの時期および方法（共通）	2
2. ジャパンリンクセンター年会費	3
〈正会員の年会費区分〉	3
〈支払い内容〉	3
3. 外部サービスに係る費用について	4
3-1. Crossref 利用料	4
〈支払い内容・費用〉	4
3-2. DataCite 利用料	5
〈支払い内容・費用〉	5
〈加入初年度請求について〉	5

1. 支払いの時期および方法（共通）

請求時期：毎年度 第4四半期（2月頃）

請求方法：銀行振り込み（詳細は送付の請求書を参照）

* 振込費用は正会員の負担とする。

ジャパンリンクセンターに関わる下記費用を年に一回まとめて請求いたします。請求書は第4四半期(2月頃)に事務局より、登録されている請求書送付先へお送りします。

- ・ ジャパンリンクセンター年会費
- ・ 外部サービスに係る費用（利用者のみ）

➤ Crossref 利用料

➤ DataCite コンソーシアム機関費/DOI 登録費

※なお管轄下の準会員が費用の発生する外部サービスを利用していた場合、その費用はすべて正会員に請求します。正会員から準会員への請求は各正会員に委ねられます。

また年会費および外部サービス利用料金の請求に関する諸制度は、事務局および外部サービス提供機関の都合により予告無く変更される場合があります。

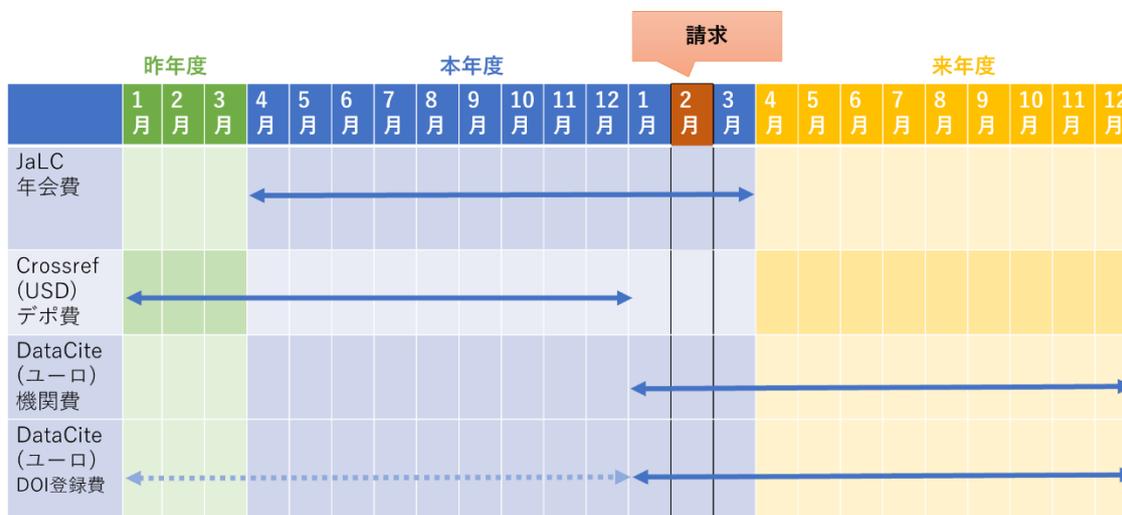


図 1. 当該年の年会費および外部サービスに係る請求対象期間について

* 矢印の期間の利用分を毎年度 2 月にまとめて請求します。詳細は各項目を参照ください。

* 海外機関の外部サービスの利用料については事務局から各海外機関への支払時期の為替レートが適用されますので、ご注意ください。

* DataCite における JaLC コンソーシアム加入初年度はこれに限りません。詳しくは p5 を参照ください。

2. ジャパンリンクセンター年会費

ジャパンリンクセンター参加規約 別表 1 より抜粋。

〈正会員の年会費区分〉

【一般会員】

会員区分 (※1 ※7)	コンテンツの累計登録件数 (※2 ※3)	会費（正会員が非営利である場合） (※4 ※6)	会費（正会員が営利である場合） (※4 ※6)
A	100,000 件～	30 万円 (※5)	36 万円 (※5)
B	30,000～99,999 件	20 万円	24 万円
C	10,000～29,999 件	10 万円	12 万円
D	3,000～9,999 件	5 万円	6 万円
E	0～2,999 件	2 万円	2.4 万円

(※1) 当該年度開始時点のコンテンツ累計登録件数をもとに、当該年度 4 月に事務局が会員区分を評価・決定する。会員区分が変更になる場合は事務局より通知する。

(※2) コンテンツ累計登録件数は、コンテンツ種別（論文、研究データなど）によらず、一律で DOI 登録件数によるものとする。

(※3) 下位団体の依頼に基づく登録や検索をする正会員の場合、その登録件数も足し合わせて、判断するものとする。

(※4) 営利・非営利の判定は、委員会によりなされるものとする。

(※5) 登録件数に応じて正会員ごとに委員会で別途定める。

(※6) 一般会員の表中の年会費はいずれも税込価格である。

(※7) 初年度会員は、申告区分に関わらず一律 E 区分とする。

注1 年度の途中に入会、もしくは退会した場合でも、当該年度分の年会費の支払い義務を有する。

注2 全ての会員区分において、複数のサイト ID の保有を認める。

【検索会員】

検索会員の年会費は無料とします。

〈支払いの時期及び方法〉

当該年度（4 月から 3 月まで）の年会費を、第 4 四半期に事務局より請求する。正会員は、請求書が到達した日から 30 日以内に、事務局の定める振込先に会費を振り込むものとする。

振込費用は正会員の負担とする。正会員がその支払いを遅滞した場合、事務局は、弁済期の翌日から支払い済みに至るまで、年 5%の割合による遅延損害金を請求することができる。

3. 外部サービスに係る費用について

海外機関のサービス利用であっても、請求は円建てとなります。(レートは事務局から海外機関への支払時を適用します。)

なお管轄下の準会員が費用の発生する外部サービスを利用していた場合、その費用はすべて正会員に請求します。正会員から準会員への請求は各会員に委ねられます。

また年会費および外部サービス利用料金の請求に関する諸制度は、事務局および外部サービス提供機関の都合により予告無く変更される場合があります。

3-1. Crossref 利用料

ご利用の前に必ずジャパンリンクセンター参加規約を参照ください。

〈支払い内容・費用〉

請求時の前年(Q1:1-3月分、Q2:4-6月分、Q3:7-9月分、Q4:10-12月分)利用分を準会員分も含め、請求いたします。なおレートは四半期毎の事務局支払時が適用されます。

・コンテンツ登録料 0.15-1.0 米ドル / 1コンテンツあたり*¹²

*¹ 基本的に 1DOIにつき 1.0米ドル、約3年以前の発行年のコンテンツは 1DOIにつき 0.15米ドル

*² 詳細は <https://www.crossref.org/fees/> を参照。上記は Content Registration fees に基づく。

例) 2025年(令和6年度)2月請求分

- ・2024年 Q1(1-3月分)コンテンツ登録料 0.15-1.0 米ドル / 1コンテンツあたり
- ・2024年 Q2(4-6月分)コンテンツ登録料 0.15-1.0 米ドル / 1コンテンツあたり
- ・2024年 Q3(7-9月分)コンテンツ登録料 0.15-1.0 米ドル / 1コンテンツあたり
- ・2024年 Q4(10-12月分)コンテンツ登録料 0.15-1.0 米ドル / 1コンテンツあたり

※レートは四半期毎の事務局支払時が適用される。

3-2. DataCite 利用料

ご利用の前に必ずジャパンリンクセンター参加規約を参照ください。

〈支払い内容・費用〉

前払い式のため、請求時の該当年 1-12 月分を準会員分も含め、請求します。レートは事務局支払時が適用されます。

- ・ **コンソーシアム機関費** 500 ユーロ
- ・ **DOI 登録費** 0.8 ユーロ/1DOI あたり^{*1,2} (前年 DOI 登録実績数を元にする)

^{*1}前年 DOI 登録数が 1999 件以下でかつ、非営利団体の場合

^{*2}詳細は <https://datacite.org/feemodel.html> を参照。

例) 2025 年(令和 6 年度)2 月請求分

- ・ 2025 年 コンソーシアム機関費 500 ユーロ
- ・ 2025 年 DOI 登録費 0.8 ユーロ/1DOI あたり (2024 年 DOI 登録実績数を元にする)

〈加入初年度請求について〉

初回請求は加入初年度の第 4 四半期(2 月頃)となります。

なお初回は加入月から同年 12 月分および請求時の該当年 1-12 月分を請求いたします。

この際、加入月から同年 12 月分と請求時の該当年 1-12 月分は事務局から DataCite への支払いタイミングが異なる為、レートは年毎に適用されます。

※1-3 月に加入される際は年度末となる関係上、この限りではありません。1-3 月に加入を検討されている場合はお問い合わせまでご連絡ください。(準会員の場合は取り纏め先の正会員へお問い合わせください。)



図 2. DataCite へ加入初年度(7 月加入)の場合

* 加入月から同年 12 月分と請求時の該当年 1-12 月分はそれぞれ年毎にレートが適用されますので、ご注意ください。

例) 2025 年(令和 7 年度)7 月に加入した場合

請求時期:2026 年(令和 7 年度)2 月

- ・ 2025 年 7-12 月分 コンソーシアム機関費 250 ユーロ (年会費の日割り計算分)
- ・ 2025 年 7-12 月分 DOI 登録費 0.8 ユーロ/1DOI あたり (自己申告した DOI 登録数)
- ・ 2026 年 コンソーシアム機関費 500 ユーロ
- ・ 2026 年 DOI 登録費 0.8 ユーロ/1DOI あたり (2025 年 DOI 登録実績数を元にする)

※レートは 2025 年、2026 年のそれぞれの事務局支払時が適用される。

以上